

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要及び不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、政府においては、2026年度政府予算と地方財政の検討に当たって、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保を含めた地方財政を目指すため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要に不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

宛て（各通）

経済産業大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久

## 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を 求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する実行プログラムとしての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容とともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府においては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じるため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨、要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

総務大臣 宛て（各通）

財務大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久

## 医療機関の経営強化を踏まえた診療報酬改定等を求める意見書

近年、エネルギー価格や物価の高騰、人件費の上昇が続く中で、大規模病院から中小病院、診療所に至るまで、あらゆる医療機関が厳しい経営状況に置かれている。特に急性期・高度医療を担う大病院では、高度医療機器の維持費や人件費が大幅に増加しており、多くが赤字経営を余儀なくされている。

地域の中核を担う医療機関が経営難に陥ることは、地域医療提供体制全体の崩壊につながりかねない。医療は国民の生命と健康を支える社会インフラであり、その持続可能性を確保するためには、診療報酬制度が医療機関の経済環境を的確に反映し、安定的な経営基盤を支えるものであることが不可欠である。

医療機関の経営悪化は、地域医療体制の崩壊を招き、国民の健康と命に直結する重大な問題である。国は責任を持って、医療機関全体の経営基盤を支える診療報酬制度及び財政支援策を整備すべきである。

よって、政府においては、医療現場の実態を十分に踏まえ、診療報酬改定に当たつて下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 診療報酬改定において、物価・人件費・エネルギー価格等の上昇を的確に反映する仕組みを構築すること。
- 2 診療報酬の臨時的、機動的な見直しを可能とする柔軟な制度運用を検討すること。
- 3 規模や機能を問わず、医療機関に対する経営安定化のための財政支援を拡充すること。
- 4 医療従事者の待遇改善を通じて人材確保を促進し、医療提供体制の持続可能性を高めること。
- 5 公立・公的病院に対し、地方交付税算定単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

財務大臣 宛て（各通）

厚生労働大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久

## 日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を「持たず」、「作らず」、「持ち込ませず」という非核三原則は、昭和46年、沖縄返還協定の締結の承認に際し、衆議院本会議で採択され、その後、国会では「非核三原則を国是として堅持する」との決議が5回にわたり採択されている。

また、非核三原則を指針として、地方自治体が非核宣言を行う動きが高まる中、本市も昭和60年7月1日に、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、我が国が唯一の核被爆国として全世界に対し、核兵器全面廃止の実現に向けて訴え続けることは、国民的使命であるとし、世界の全ての国に対し核兵器の全面廃絶を求めるとともに、核兵器廃絶平和都市となることを目指して、多年にわたる努力を重ねている。

政府によれば、「現段階で、政府として非核三原則を政策上の方針として堅持している」としているものの、今後の国家安全保障戦略など安保関連3文書の見直し作業において、これまでの国会決議に逆行するような方針転換がなされることが懸念されている。

戦後80年の節目の今年、世界で唯一の戦争被爆国として、核廃絶、核兵器の全面禁止を求めるイニシアチブを取るべき日本政府が、万が一、国是である非核三原則を変更するようなことになれば、核兵器を容認するという国家及び世界に対する重大な背信行為につながりかねない。

昨年のノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、11月20日、これまでの政府見解を覆して議論を開始することに強く抗議するとして、非核三原則の堅持、法制化を強く求める抗議声明を内閣府に送付した。

被爆地である広島市や長崎市でも、市長自らが強い批判と抗議の声を上げている。広島県知事は11月18日の定例会見で、人類史上初の被爆の惨禍を経験した場所として当然守るべきものだと考えていると強調し、この機会を捉えて政府に非核三原則の堅持を求めていきたいと述べ、同17日には長崎県知事が、三原則を変えることは被爆県として到底受け入れることはできないと訴え、高市首相に対し、長崎を最後の被爆地にという県民の思いをしっかりと伝えられるようにしていきたいと語っている。

広島、長崎の被爆を経験した我が国は、地球上において再びこの悲惨な状況を繰り返さないためにも、被爆の実相を世界に伝え、また、自らが非核三原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた不断の努力を続けていく使命がある。

よって、政府においては、国是として非核三原則を堅持し、改めて核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の遵守を国内外に向け発信し、唯一の被爆国である日本政府として核兵器のない世界の実現のため、世界の先頭に立ってたゆまぬ努力を重ねることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣 宛て（各通）

外務大臣

防衛大臣

衆参両院議長

水戸市議会議長 松本勝久